

ユニット型特別養護老人ホーム古川親水苑 料金表 (2015年4月改定)

第1段階 対象者：生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者の方 (円)

要介護度	サービス基本単位	1日あたりの自己負担額	1日あたりの食費	1日あたりの居住費	1日あたりの合計	1ヶ月合計
要介護1	625	682	300	820	1,802	54,060
要介護2	691	754	300	820	1,874	56,220
要介護3	762	831	300	820	1,951	58,530
要介護4	828	903	300	820	2,023	60,690
要介護5	894	975	300	820	2,095	62,850

第2段階 対象者：合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下の方 (円)

要介護度	サービス基本単位	1日あたりの自己負担額	1日あたりの食費	1日あたりの居住費	1日あたりの合計	1ヶ月合計
要介護1	625	682	390	820	1,892	56,760
要介護2	691	754	390	820	1,964	58,920
要介護3	762	831	390	820	2,041	61,230
要介護4	828	903	390	820	2,113	63,390
要介護5	894	975	390	820	2,185	65,550

第3段階 対象者：合計の所得金額と年金収入の合計が80万円以上266万円以下の方 (円)

要介護度	サービス基本単位	1日あたりの自己負担額	1日あたりの食費	1日あたりの居住費	1日あたりの合計	1ヶ月合計
要介護1	625	682	650	1,310	2,642	79,260
要介護2	691	754	650	1,310	2,714	81,420
要介護3	762	831	650	1,310	2,791	83,730
要介護4	828	903	650	1,310	2,863	85,890
要介護5	894	975	650	1,310	2,935	88,050

第4段階 対象者：上記以外の方 (円)

要介護度	サービス基本単位	1日あたりの自己負担額	1日あたりの食費	1日あたりの居住費	1日あたりの合計	1ヶ月合計
要介護1	625	682	1,960	2,070	4,712	139,560
要介護2	691	754	1,960	2,070	4,784	141,720
要介護3	762	831	1,960	2,070	4,861	144,030
要介護4	828	903	1,960	2,070	4,933	146,190
要介護5	894	975	1,960	2,070	5,005	148,350

※【食費内訳】朝食：620円 / 昼食：720円 / 夕食：620円

加算料金等

加算項目	1日の単位	1日の自己負担額	算定要件
△日常生活継続支援加算Ⅱ	46	51	算定要件を満たした場合に算定
●看護体制加算(Ⅰ) □	4	5	常勤の看護師を1名以上配置している場合
△看護体制加算(Ⅱ) □	8	9	看護職員の数が基準を満たしており、看護職員または病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保している場合
●夜勤職員配置加算(Ⅱ) □	18	20	夜勤を行う職員が最低基準を上回っている場合
☆個別機能訓練加算	12	13	個別機能訓練計画の作成がされ、実施している場合
☆若年性認知症入所者受入加算	120	131	若年性の認知症入居者に対してサービスを行った場合
△常勤医師配置加算	25	28	常勤医師を配置した場合
△精神科医 療養指導加算	5	6	精神科医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合
△障害者生活支援体制加算	26	29	障害者生活支援員を1名以上配置している場合
☆外泊時費用	246	269	外泊した場合、6日間を限度として算定
☆初期加算	30	33	入居から30日算定
☆退所前訪問相談援助加算	460	502	相談援助を行なった場合(入居中1回または2回を限度として算定)
☆退所後訪問相談援助加算	460	502	相談援助を行なった場合(退所後1回を限度として算定)
☆退所時相談援助加算	400	436	入居者・家族に退所後の相談支援を行い、市町村及び介護支援センターに対し情報提供した場合(入居中1回を限度として算定)

☆退所前連携加算	500	545	居宅介護支援事業所と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合（入居中1回を限度として算定）
●栄養マネジメント加算	14	16	栄養ケア計画を作成し、栄養管理を行っている場合
☆経口移行加算	28	31	経口移行計画を作成し、経口摂取を進めるための栄養管理を行なった場合に180日の期間に限り算定
☆経口維持加算（Ⅰ）	400	436	摂食機能障害を有する入居者に対し経口維持計画を作成し、特別な管理を行なった場合に計画から6月以内の期間、1月につき算定
☆経口維持加算（Ⅱ）	100	109	（Ⅰ）を算定する入居者について、観察・会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、1月につき算定
●口腔衛生管理体制加算	30	33	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に月1回以上指導を行っている場合（Ⅱ）
△口腔衛生管理加算	110	120	歯科衛生士が口腔ケアを月4回以上行った場合（1ヶ月につき）
☆療養食加算	18	20	医師の処方箋に基づき、療養食が提供された場合
☆看取り介護加算	144	157	（死亡日以前4日以上30日以下）
	680	742	（死亡前日及び前々日）
	1280	1396	（死亡日）
☆在宅復帰支援機能加算	10	11	居宅介護支援事業者に対し、情報提供や調整を行なった場合
☆在宅・入所相互利用加算	40	44	在宅期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で情報交換を十分に行い、入居者または家族に対し、目標及び方針の説明・同意を得ている場合
△認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	4	入居者の総数のうち認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、専門的な研修を受けた者を配置している場合
△認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	5	入居者の総数のうち認知症の者の占める割合が2分の1以上であり、指導に係る専門的な研修を受けた者を配置している場合
☆認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	218	認知症行動が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した場合、緊急に入所した日から7日を限度として算定
△サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	20	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合
●サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12	13	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合
△サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6	7	看護師・准看護師または介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上である場合
△サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	7	職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上である場合
●介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	—	—	総単位数に5.9%を乗じた単位数
△介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	—	—	総単位数に3.3%を乗じた単位数
△介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	—	—	総単位数に3.3%を乗じた単位数の90%に相当する単位数
△介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	—	—	総単位数に3.3%を乗じた単位数の80%に相当する単位数

注1) ●印・・・すべての入居者に対し算定するものです

注2) ☆印・・・入居者の状況により算定が異なります

注3) △印・・・人員配置・その他の基準を満たしている場合に算定します